

松山市総合窓口センター・3支所広告付き AED 設置事業 仕様書

1 事業内容

次の各号に定める事項を、事業者の責任および費用負担により行うものとする。

- (1) AED 本体を含む機器の設置
- (2) (1) の消耗品の交換、故障対応等の保守・管理
- (3) 設置期間満了時の撤去および原状回復
- (4) 広告主の募集、広告枠の販売および広告の製作・掲出

2 設置場所

松山市二番町 4 丁目 7 番地 2	総合窓口センター（松山市役所本館 1 階 市民課）
松山市三津 3 丁目 2 番 30 号	三津浜支所
松山市北斎院町 712 番地	味生支所
松山市余戸東 2 丁目 13 番 26 号	余土支所

※設置場所 1 カ所につき広告付き AED1 台設置すること。

※詳細な設置場所については、本市と協議の上決定すること。

※余土支所は令和 5 年度末に移設予定のため、併せて AED 本体を含む機器を移設すること。

3 設置期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日

4 設置機器の仕様

(1) 広告媒体について

- ア ポスター・看板・デジタルサイネージのいずれかとする。
- イ デジタル媒体による広告とする場合は音を出さないものとする。
- ウ 照明を内蔵した機器も設置可能とする。
- エ 電気を使用する場合は、原則施設の開庁時間とし、タイマー機能等で自動制御可能なものとする。
- オ 破損、汚損や広告主の変更等についてのメンテナンスを随時行うこと。

(2) AED について

- ア AED 本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パット、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要な物を付属すること。

- イ 本体、電極パットともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の認可がされていること。
- ウ 最新の JRC 蘇生ガイドラインに適応していること。
- エ 電極パットは未就学児から大人まで使用可能なもので、兼用できること。
- オ 液晶画面付きで、音声ガイダンスと同期したイラスト表示ができること。
- カ 音声ガイダンスおよび取扱説明書が日本語であること。
- キ 小児に対し使用可能であること。
- ク バッテリー容量、電極パット、内部回路等のセルフチェックを毎日行う通信機能があること。
- ケ セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。
- コ 本体、バッテリーおよび電極パットは、耐用期間内のものであること。

(3) 設置方法について

- ア 機器の設置については、庁舎の維持管理および避難誘導ならびに防火設備の支障とならないよう配慮すること。
- イ 庁舎の利用者等に危険を生じさせることのないように安全措置を十分に講じること。
- ウ 機器の設置および撤去ならびに広告掲載部分の変更に関する作業を行う場合は、事前に、本市と日程等を調整すること。

5 広告について

- (1) 広告の内容については「松山市広告事業実施要綱」および「松山市広告掲載基準」を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て事業者が負うものとする。
- (2) 事業者は、広告主の選定および広告の内容について事前に本市の審査を受け、承認を受けなければならない。また、当該審査に必要な資料を、提出しなければならない。

6 AED の維持管理

- (1) AED 本体の耐用期間や電極パット等の消耗品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう定期的に点検し、必要に応じて交換を実施すること。
また、AED 使用後には、電極パット等の消耗品の交換を速やかに行うこと。
- (2) 機器に破損や故障等が発生したときは、速やかに点検、修理を行うこと。

7 行政財産の使用許可および費用負担

- (1) 事業者は、広告付き AED の設置にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。
- (2) 事業者は、松山市行政財産の使用料徴収条例（昭和 45 年条例第 21 号）第 2 条に基づき算出した金額を本市に納入すること。
- (3) 事業者は、電気使用料として、本市が広告付き AED の消費電力等に応じ算出した額を本市に納入すること。なお、広告付き AED が電気を使用しない構造である場合は、不要とする。
- (4) 事業者は、機器等の設置、撤去、運営、保守点検および維持管理に必要な経費（運営に係る消耗品を含む）ならびに広告主の募集、広告の製作、掲出、差し替え、撤去、その他本事業の実施に要する一切の費用を負担する。

8 その他

- (1) 本市は、事業者が契約書の規定に違反していると認めた時は、広告付き AED の設置を中止するものとする。
- (2) 事業者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、事業者は、本事業の遂行にあたって、個人情報取扱特記事項（別記 1）を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、その都度、事業者と本市で協議して決定するものとする。